

保護者・地域のみなさまへ



© ももっちと仲間たち

子どもたちのために、

教員の働き方改革に



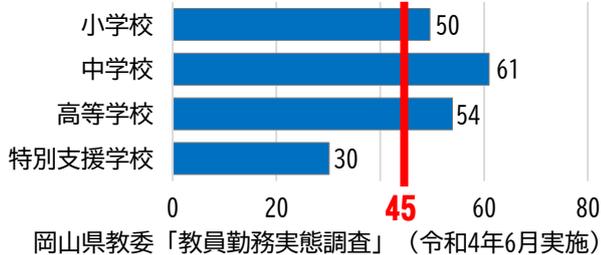
ご理解・ご協力をお願いします。





教員の長時間勤務の改善が必要です。

教員の月当たりの時間外在校等時間の平均（時間）



文部科学省の指針を踏まえ、岡山県では、教員の時間外在校等時間の**上限**を、1箇月につき**45時間**、1年につき**360時間**と定めていますが、小、中、高等学校では、月の**平均値が上限の45時間を超える**状況となっています。

県教育委員会では、教員が**教員でなければならない業務に全力投球**でき、子どもたちに対して、**効果的な教育活動を行う**ことができる環境を目指しています。



そのために、令和4年3月に「令和4～6年度 学校における働き方改革 重点取組」を策定し、働き方改革を推進しています。

詳しくは[こちら](#)→



学校行事等の見直し、再編に取り組みます！

県教育委員会では、学校に対して、コロナ対応等での経験を生かした行事や業務の見直しを促しています。**これまで続けてきた行事**であっても、**見直し**や**再編**を行う場合があります。

- 【例】
- ・運動会等の過剰な準備
 - ・試合やコンクールに向けた早朝等所定の勤務時間外に行う練習の指導
 - ・休日の地域行事への参加の取りまとめや引率



部活動の計画的な実施に取り組みます！

スポーツ庁のガイドラインを踏まえ、県教育委員会では、「運動部活動の在り方に関する方針」を策定し、部活動休養日や活動時間の目安を踏まえた部活動の計画・実施を推進しています。

部活動休養日：週当たり2日以上（**平日1日、土日1日以上**、高校は「原則」）

活動時間の目安：平日**2時間程度**、休日**3時間程度**（高校は「原則」）

休日の部活動の段階的な地域移行（令和3年度からモデル校による実践研究中）



学校のボランティア活動に参加ください！

保護者や地域のみなさまには、現在も多くの学校で、**登下校の見守り**や**清掃活動**などの**ボランティア活動**にご協力いただいています。今後も学校等の求めに応じて、多くの方々にボランティアとして学校の活動にお力をお貸しいただければ幸いです。